

◎日本銀行法の一部を改正する法律案新旧対照表

○日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（目的）

第一条 日本銀行は、我が国の中中央銀行として、銀行券を発行するとともに、物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇を図るため通貨及び金融の調節を行い、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 [略]

第二条 削除

（目的）

第一条 日本銀行は、我が国の中中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 [同上]

（通貨及び金融の調節の理念）

第二条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもつて、その理念とする。

（日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保）

第三条 日本銀行の通貨及び金融の調節（次条第二項の目標の設定に係る部分を除く。）における自主性は、尊重されなければならない。

（日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保）

第三条 日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。

2 [略]

2 [同上]

(政府との関係等)

第四条 【略】

2 日本銀行は、物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇に係る目標（その達成の時期を含む。）並びに当該目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等を定める協定（以下単に「協定」という。）を政府との間で締結するものとする。

3 日本銀行は、協定で定めるところにより、前項の目標の達成状況その他の協定の実施状況について、政府に対し説明をしなければならない。

(権限)

第十五条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

一 協定において定める事項

二・七 【略】

2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一・十二 【略】

十三 第五十四条第二項の規定による報告の内容の決定、同条第三項に規定する報告書の作成及び第五十五条に規定する業務概

(政府との関係)

第四条 【同上】

〔新設〕

〔新設〕

(権限)

第十五条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

〔新設〕

一・六 【同上】

2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一・十二 【同上】

十三 第五十四条第一項に規定する報告書の作成及び第五十五条に規定する業務概況書の作成

況書の作成

十四～十六 「略」

3 「略」

(役員の解任)

第二十五条 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が次の各号のい

ずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。

一・二 「略」

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 「略」

2| 前項の規定によるほか、内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員
が職務上の義務に違反したときその他日本銀行の役員たるに適し
ないと認めるときは、委員会の意見を聴いて、その役員を解任す
ることができる。この場合において、総裁、副総裁又は審議委員
を解任しようとするときは、内閣は、委員会の意見を聴いた後、
両議院の同意を得なければならない。

3| 第四条第二項の目標を達成することができなかつた場合でも、
日本銀行からその合理的な理由について説明があつたときは、前
項の規定の適用はないものとする。

(役員の身分保障)

第二十五条 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第二十三条第六項

後段に規定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除
くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

一・二 「同上」

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 「同上」

2| 前項の規定によるほか、内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合
のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければなら
ない。

3| 前項の規定によるほか、理事については、財務大臣は、委員会
からその解任の求めがあつたときは、当該求めがあつた理事を解
任することができます。

十四～十六 「同上」

3 「同上」

(外国為替の売買)

第四十条 日本銀行は、通貨及び金融の調節のためその他必要に応じ自ら、又は第三十六条第一項の規定により国の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うほか、我が国の中の中央銀行としての外国中央銀行等（外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）又は国際機関（我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ。）との協力を図るため、これらによる外国為替の売買の事務の取扱いをする者として、外國為替の売買を行うことができる。

2・3 「略」

(国会への報告及び出席)

第五十四条 日本銀行は、協定を締結したときは、速やかに、その内容を財務大臣を経由して国会に報告しなければならない。

2| 日本銀行は、第四条第二項の目標の達成状況その他の協定の実施状況について、国会に対し、財務大臣を経由して報告するともに、説明をしなければならない。

3| 「略」
4| 「略」
5| 「略」

(外国為替の売買)

第四十条 日本銀行は、必要に応じ自ら、又は第三十六条第一項の規定により国の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うほか、我が国の中の中央銀行としての外国中央銀行等（外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）又は国際機関（我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ。）との協力を図るため、これらの者による外国為替の売買の事務の取扱いをする者として、外國為替の売買を行うことができる。

2・3 「同上」

(国会への報告及び出席)

第五十四条 [新設]

[新設]

2| 「同上」
3| 「同上」

○地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

附則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 当分の間、租税特別措置法第六十六条の三に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めることにより、第六十五条第一項、第七十二条の四十五の二第一項及び第三百二十七条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定及び前条第二項の規定にかかわらず、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

現行

附則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 当分の間、租税特別措置法第六十六条の三に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めることにより、第六十五条第一項、第七十二条の四十五の二第一項及び第三百二十七条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定及び前条第二項の規定にかかわらず、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（日本銀行法の一部改正）</p> <p>第二百六条　日本銀行法（平成九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十五条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>〔略〕</p>	<p>（日本銀行法の一部改正）</p> <p>第二百六条　日本銀行法（平成九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十五条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>〔同上〕</p>